放課後等デイサービスガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン
1 総則
（1）ガイドラインの趣旨
放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものである
が、ここに記載されている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保され
るというような、手取り足取りの事業マニュアルではない。各事業所は、本ガイドライ
ンの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫
を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない。
＊支援の多様性　＊見直し、改善の必要性
（参考）児童福祉
児童福祉法（1947年　S22）
児童館ガイドライン（2011年　H23）　改正児童館ガイドライン（2018年　H30）
京都市児童館運営指針（5年ごとに見直し、改正）

放課後等デイサービスガイドライン
1 総則
（1）ガイドラインの趣旨
＊支援の多様性　＊見直し、改善の必要性
（参考）児童館では
児童福祉法（1947年　S22）
児童館ガイドライン（2011年　H23）　改正児童館ガイドライン（2018年　H30）
京都市児童館運営指針（5年ごとに見直し、改正）

（work）考えてみましょう